

関税法基本通達

第3章 船舶及び航空機

(船舶等の資格の認定)

15-1 法第3章の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。

なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条各項の規定に基づく令第23条第2項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するものではないので留意する。

- (1) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時に外国貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積載している船舶等は、それぞれ外国貿易船又は外国貿易機（以下、本章において「外国貿易船等」という。）とする。ただし、その船舶等が、入港の時まで沿海通航船又は国内航空機（以下、本章において「沿海通航船等」という。）とされていたものであり、かつ、その積載している外国貨物が保税運送貨物のみであるときは、この限りでない。
- (2) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りにきた船舶等は、それぞれ外国貿易船等とする。

なお、税関空港にあっては、人員輸送のみを目的とする航空機であっても、当該航空機が航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定する国際航空運送事業を営む会社に所属するものであり、かつ、同一定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱うものとする。

- (3) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時には、外国貿易船等でない船舶等が、入港の後に輸出貨物又は積戻し貨物を積み込むこととなったときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。
- (4) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易の目的（公海上で外国貿易に従事する場合を含む。）で、本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。
- (5) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から特殊船舶等となるものとする。ただし、外国に向けて出港するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなるときは、この限りでない。
- (6) 入港前において他国間の外国貿易に従事していた船舶等が修理又は船用品若しくは機用品の補給のためのみの目的で外国貨物を積載しないで入港する場合においては、

それらの船舶等は特殊船舶等とする。

- (7) 外国貨物を積載していない外国貿易船が、法第 25 条第 1 項の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から 1 週間を超えることとなったときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。
- (8) 継続して本邦と外国との間を往来する特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなったとき又はその他の特殊船舶等が本邦と外国との間の航行を終了して基地港に帰港したときは、それぞれその往来をしないこととなった時又は基地港に帰港した時から沿海通航船等となるものとする。
- (9) ただし、上記(3)から(5)、(7)又は(8)の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第 25 条各項の規定による資格変更の届出があったときは、上記(3)から(5)、(7)又は(8)の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。

(船舶等の入港)

15-2-1 船舶等の入港については、次による。

- (1) 船舶の「入港」とは、船舶が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもってその場所に到着することをいう。
なお、この場合における停泊又は係留には、船舶等がバース待ち、避難等の目的をもって仮に停泊又は係留をすることを含むので、留意する。
- (2) 航空機の「入港」とは、航空機が一定の期間本邦内の特定の場所に駐機する目的をもってその場所に到着することをいう。
なお、この場合における駐機には、航空機が避難等の目的をもって仮に駐機することを含むので、留意する。

(航空機の航行時間)

15-2-2 航空機の事前報告時期を特定するための航行時間については、航空運送事業者が運航する航空機の場合、航空法第 100 条《許可》又は第 129 条《外国人国際航空運送事業》の規定に基づく国土交通大臣の許可を受ける際に提出される事業計画に記載される発着時間から算出した時間を航行時間として取扱って差し支えない。

(船積港の出港日時)

15-2-3 令第 12 条第 3 項第 1 号に規定する船積港を出港した日時とは、開港に入港しようとする外国貿易船が報告の対象となる貨物を船積みした外国の港を出港した年月日及び時刻（当該外国貿易船に備え置かれている航海日誌に記載された船積港の出港日時等）をいう。

(入出港に係る手続に要する時間)

15-2-4 規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、外国貿易船の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配

等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。

(災害その他やむを得ない事故)

15-2-5 規則第2条の2第3項第5号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。

イ 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。

ロ 「その他やむを得ない事故」とは、天候の悪化、船舶等の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかった事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故で、これにより出港が困難になるものをいう。

(電子情報処理組織を使用した報告又は書面の提出)

15-2-6 法第15条第14項、第15条の3第6項、第17条第5項、第17条の2第4項、第18条第5項、第18条の2第5項、第20条第5項、第20条の2第7項及び令第18条第2項に規定する電子情報処理組織を使用した報告、書面の提出及び申請書の提出については、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成22年2月12日財関第142号)による。

(電子情報処理組織の使用の特例)

15-2-7 規則第2条の5、第2条の8、第2条の11、第2条の14、第2条の16、第2条の18、第2条の20、第2条の23及び第2条の26に規定する「その他正当な理由」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 公用船又は公用機の船長又は機長が報告又は書面の提出を行う場合
- (2) ヨット等の船長が報告又は書面の提出を行う場合
- (3) その他、電子情報処理組織を使用して報告又は書面の提出をしないことについてやむを得ない事由がある場合

(外国貿易船等の入港手続)

15-3-1 法第15条の規定による外国貿易船等の入港手続については、次による。

- (1) 同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷に関する事項は、「積荷目録」(C-2030)(海上コンテナ貨物については「積荷目録」(C-2031)又は「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」(C-2032))1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項第1号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積荷に関する事項の報告があったものとして取り扱うものとする。
- (2) 同条第3項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2000)及び「船用品目録」(C-2040)各1通とする。ただし、適宜の様式に令第12条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15

- 条第3項に規定する入港届、船用品目録の提出があったものとして取扱うものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。
 - (4) 同条第11項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010)1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第11項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。
 - (5) 上記(4)に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。
 - (6) 規則第2条の2第3項第3号の規定により、報告事項が省略される乗組員に関する事項の報告は、入港する時までに乗組員に関する事項に変更がない旨を記入した乗組員名簿又は適宜の様式により報告させることとする。
 - (7) 入港の際、税関において取締上必要があると認めるときは、上記(2)及び(4)に規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録(機用油のタンク別明細を含む。)の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。
 - (8) 本邦内の開港等において法第15条第1項又は第9項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船(取)卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積(搭載)が確認された後速やかに(輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船(取)卸港における船(取)卸確認までに)報告させることとして差し支えない。
 - (9) 規則第2条の2第5項及び第6項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。
 - イ コンテナの所有形態
 - ロ 国際海上危険物規則(IMDGコード)に定めるIMDGクラス及び国連番号
 - ハ 船積港の出港予定日時
 - ニ 規則第2条の2第4項に規定する報告期限が適用される場合の識別
 - ホ 運航者等が交付する船荷証券及び複合運送証券(以下、本章において「船荷証券等」という。)(マスターB/L)の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券等(ハウスB/L)が交付されている場合の識別

(電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の入港手続)

15-3-2 法第15条第14項ただし書の場合における外国貿易船等の入港手続については、次による。

- (1) 同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる旅客及び乗組員に関する事項は、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項第2号又は第3号に掲げるすべての記載事項が記載された

書面が報告された場合は、法第 15 条第 1 項に規定する旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取り扱うものとする。

- (2) 同条第 2 項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、上記(1)の事項を記載した書面とする。この場合において、上記(1)のただし書を準用する。
- (3) 同条第 9 項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010 若しくはC-2060) 各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第 13 条第 3 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第 15 条第 9 項による報告があったものとして取り扱うものとする。
- (4) 同条第 10 項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(3)の事項を記載した書面とする。この場合において、上記(3)のただし書を準用する。

(積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続)

15-3-3 令第 12 条第 3 項ただし書に規定する取締上支障がないものとして規則第 2 条の 2 第 3 項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第 15 条第 1 項に規定する報告に係る手続は、次による。

(1) 積荷に関する事項の報告は、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。

イ 乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するものとして入港した場合であつて、規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する積荷に関する事項の報告を省略できる貨物の積卸しを行う場合 当該貨物の積卸しを行う時

ロ 令第 16 条の 3 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であつて、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸し又は救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号及び後記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時

ハ 令第 16 条の 3 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であつて、令第 16 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分(前記 15-2-4 に規定する入出港に係る手続に要する時間及び前記 15-2-5 に規定する災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できなくなるまでの時間を除く。以下同じ。)を経過する場合又は同項第 2 号に規定する給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する時

- ニ 令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は当該給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の者を乗降させる時
- (2) 旅客に関する事項の報告は、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。
- イ 規則第2条の2第3項第4号に該当するものとして入港した場合であつて、その開港への入港の時から出港することなく24時間を経過することとなる場合(その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。) その開港への入港の時から22時間を経過する時
- ロ 令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であつて、第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時
- ハ 令第16条の3第1項第1号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であつて、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時
- ニ 令第16条の3第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であつて、令第16条の3第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時
- (3) 組員に関する事項の報告は、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。
- イ 令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であつて、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時
- ロ 令第16条の3第1項第1号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であつて、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場

合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時

- ハ 令第16条の3第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であつて、令第16条の3第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時

(外国貿易船の航路に関する書面の提出)

- 15-3-4 法附則第7項の規定により、とん税法（昭和32年法律第37号）附則第6項に規定する外国貿易船の船長から提出させる書面は、「国際基幹航路届」（C-2020）1通とする。

(入港届に代わることとされる陳述書)

- 15-4 令第12条第5項（（入港届に代わることとされる陳述書））の規定による陳述書の提出は、便宜「入出港届」（C-2000）を使用して提出させることにより行わせる。

(船舶国籍証書に代わる書類)

- 15-5 法第15条第3項にいう「これに代わる書類」とは、国際トン数証書（国際トン数確認書を含む。以下この項において同じ。）、同一航海において当該船舶がさきに入港した本邦の港の所轄税関によりオーソライズされた船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し、当該船舶の船籍国の官憲からの電気通信書、当該船舶の所属国の領事による船舶国籍証書の預り証等をいう。この場合において、船舶国籍証書又は国際トン数証書のオーソライズド・コピーの発給に当たっては、その旨申し出た船長より船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し2通を提出させ、原本と対査確認の上、相違がないことを確認したときは、これらの写しにオーソライズド・コピーの旨の表示、発給税関名を記入して申出者に交付する。

(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)

- 15-6-1 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品に係る令第12条第3項第1号又は令第13条第3項第1号に定める事項については、法第15条第1項又は第9項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。

また、同条第2項又は第10項の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。

(海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナの範囲等)

15-6-2 法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（船荷証券等が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第4章2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットフォームコンテナ（ISO6364に定める形式コード「P0」）を含まない。

（積荷に関する事項の報告等の訂正補足）

15-7-1 法第15条第1項又は第9項の規定により税関に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第2項又は第10項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。

なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行うよう指導する。

（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）

15-7-2 法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券等の番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。

（旅券等の範囲）

15-8 旅客及び乗組員に関する事項である旅券等の範囲は次による。

- (1) 「旅券の番号」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号《定義》に規定する「旅券」の番号とする。
- (2) 乗組員（船舶に係るものに限る。）に関する事項である「乗員手帳の番号」とは、出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定する「乗員手帳」の番号とする。なお、乗員手帳を有しない乗組員にあっては、「乗員手帳の番号」に代えて、上記(1)の「旅券の番号」を報告させることとして差し支えない。

（「その他参考となるべき事項」の意義）

15-9 規則第2条の3第5項各号及び規則第2条の6第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税関において取締上必要と認める事項をいう。

（受理不可品名）

15-10 法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告される積荷に関する事項の

うち品名については、具体的な品名の報告を求めるとし、税関の取締上支障があると認める次のようなあいまいな表記の品名による報告については、当該報告を受理しないこととする。

(例)

Apparel、Wearing Apparel、Ladies' Apparel、Men' s Apparel、
Appliances、Auto Parts、Parts、Caps、Chemicals hazardous、
Chemicals non-hazardous、Electronic Goods、Electronics、
Equipment、Flooring、Foodstuffs、Iron、Steel、Leather Articles、
Machinery、Machines、Pipes、Plastic Goods、Polyurethane、
Rubber Articles、Rods、Scrap、STC(Said to Contain)、General Cargo、
FAK(Freight of All Kinds)、No Description、Tiles、Tools、Wires

(事前通知)

15-11 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷について、法第 106 条第 1 項第 1 号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、輸出入・港湾関連情報処理システムを利用してその旨を通知することとする。

(大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告)

15-12 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の船荷証券等により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「000100」とすることを認めて差し支えない。

(「荷受人」の意義)

15 の 2-1 法第 15 条の 2 第 1 項にいう「荷受人」とは、積荷に係る名義上の荷受人である混載業者等（いわゆる NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier、利用運送事業者) やフォワーダー等。以下同じ。) のほか、当該荷受人の報告により判明した更なる荷受人 (Co-Load (共同混載) における混載業者等) を含むものとする。

(報告に係る手続)

15 の 2-2 法第 15 条の 2 の規定による報告に係る手続は、次による。

(1) 税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるとする。ただし、特に緊急を要する場合については、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）によることとして差し支えない。

イ 外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号

ロ 船荷証券等の番号若しくは当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号又は航空貨物輸送証の番号

(2) 報告を求められた荷受人は、以下の書面（税関の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。

ただし、税関が書面の中の一部のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税関が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。

イ 船荷証券等又は航空貨物輸送証の写し

ロ 適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号及び令第 13 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項が記載された書面

(特殊船舶等の入港手続)

15 の 3 - 1 法第 15 条の 3 の規定による特殊船舶等の入港手続（同条第 6 項ただし書の場合を含む。）については、前記 15 - 3 - 1 及び 15 - 3 - 2 の手続に準ずる。

(税関長が指定する書類の範囲)

16 - 1 令第 15 条第 1 項第 4 号（税関長が必要と認めて指定する書類）にいう「貨物の積卸について必要な書類」とは、例えば次に掲げる書類をいう。

(1) 外国貿易船等に外国貨物を積み込む場合における輸出許可書、積戻し許可書又は外国貨物運送承認書

(2) 外国貿易船等から貨物を仮陸揚げする場合又は不用船（機）用品を陸揚げする場合における船長若しくは機長又はこれに代わるべき者の船（取）卸しの証明書

(船卸許可申請手続)

16 - 2 法第 16 条第 3 項に規定する積荷の船卸しに係る許可の取扱いについては、次による。

(1) 令第 15 条の 2 第 2 項に規定する申請があった場合は、当該積荷について同条第 1 項に規定する報告が行われていなければ、当該許可を行わないこととする。

(2) 当該申請は、「船卸許可申請書」（C - 2090）2 通を提出して行わせることとし、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記入して申請者に交付する。

(3) 令第 15 条の 2 第 2 項第 7 号に規定するその他参考となるべき事項とは、当該許可を受けようとする積荷を特定するために必要と認める当該積荷に係る令第 12 条第 8 項又は第 10 項に規定する事項とする。

(船卸許可申請の撤回の取扱い)

16 - 3 船卸許可申請の撤回は、その申請に係る船卸しの許可前に限り認めるものとし、その撤回にあたっては、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」（C - 2095）1 通を提出させることにより行うものとする。

(船舶等の出港)

17 - 1 船舶等の出港については、次による。

(1) 船舶の「出港」とは、船舶が航行の目的をもって停泊していた場所を離れることを

いう。

ただし、船舶が同一の開港港域内において移動する場合は、ここでいう出港には含まない。また、当該船舶の停泊場所が開港域内である場合には監視取締上支障がない範囲の移動は出港には含まない。

(2) 航空機の「出港」とは、航空機が航行の目的をもって離陸することをいう。

(外国貿易船等の出港手続)

17-2-1 法第17条第1項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち1通にその旨を記載して船長等に交付する。また、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める積荷に関する事項の書面は、外国貿易船にあつては「積荷目録」(C-2030)1通とし、外国貿易機にあつては「積荷目録」(C-2035)1通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあつては令第16条第1項第1号、外国貿易機にあつては令第16条第2項第1号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する積荷に関する書面の提出があつたものとして取り扱うものとする。

(電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の出港手続)

17-2-2 法第17条第5項ただし書の場合における外国貿易船等の出港手続については、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める旅客及び乗組員に関する事項の書面は、外国貿易船にあつては「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通とし、外国貿易機にあつては「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員名簿」(C-2060)各1通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあつては令第16条第1項第2号又は第3号、外国貿易機にあつては令第16条第2項第2号又は第3号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する旅客及び乗組員に関する書面の提出があつたものとして取り扱うものとする。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付及び船長又は機長の氏名が記載され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。

(船舶の入きよ)

17-3 外国貿易船及び特殊船舶が修理等のためドックに入きよする場合は、入きよ場所、入きよ期間等必要な事項を口頭により届け出させる。

この場合において、外国貿易船及び特殊船舶の入きよしようとするドックが当該船舶の現に入港している開港の水際線に接続しているときは、そのドックへの入きよについては、便宜、当該開港からの出港がないものとして取り扱う。

(特殊な場合における船舶等の入出港)

17-4 次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を「入出港届」の提出又は口頭により届け出させるものとする。

- (1) 正規の手続により開港又は税関空港を出港した後、次の理由のみにより再び同一の開港又は税関空港に入港し、その理由の消滅後直ちに再出港する場合
 - イ 異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による航行上の支障
 - ロ 急病患者、密航者、被救助者等の下船又は降機
 - ハ 乗り遅れた船員の乗船、水先案内人の乗下船又は遭難船舶若しくは遭難貨物の引渡し
 - ニ 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合
- (2) 避難等のやむを得ない理由のため、一時開港又は税関空港を出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港又は税関空港に入港する場合
- (3) 外国貿易船がガス発生貨物を積載して入港した場合のガス抜き作業、タンククリーニング又は修理中の船舶が試運転等を行うのみの目的で、一時開港を出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

(特殊船舶等の出港手続)

17-5 法第17条の2第1項の規定による特殊船舶等の出港手続(同条第4項ただし書の場合を含む。)については、前記17-2-1及び17-2-2の手続に準ずる。この場合において、同規定中「許可」とあるのは「受理」と読み替えるものとする。

(船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い)

17-6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記17-2-1の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出させ、受理したときは、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

京 浜 港	東京地区、横浜地区、川崎地区
新 潟 港	東地区、西地区
伏木富山港	伏木地区、富山地区
阪 神 港	神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区
和歌山下津港	和歌山地区、下津地区
徳山下松港	徳山地区、光地区
関 門 港	門司地区、下関地区、戸畑地区
伊 万 里 港	伊万里地区、福島地区

(外国貿易船が同一開港内を移動する場合の積荷に関する事項の報告)

17-7 外国貿易船が、前記17-6(船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い)に掲げる開港に入港後、同一開港内の地区を移動することがあらかじめ確定している場合、法第15条に規定する積荷に関する事項の報告については、同地区ごとに報告させること

として差し支えない。なお、移動先における報告期限は、当該開港に入港した際の報告期限を適用することとする。

(「その他参考となるべき事項」の意義)

17-8 規則第2条の9第3項各号及び第2条の12各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15-9の規定に準ずる。

(「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義)

18-1 令第16条の3第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。

(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。

- (1) 法第18条第2項に規定する「入港届」の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を提出することとする。
- (2) 法第18条第3項ただし書に規定する外国貿易機の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第4項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記15-3-2の手続に準ずる。
- (3) 法第18条第4項前段の規定による外国貿易機の入港に係る届出は、便宜「入出港届」(C-2010)1通に必要な事項を記入のうえ提出するものとし、税関の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を提出することとする。
- (4) 令第16条の3第5項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第2条の15第2項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。

イ 令第16条の3第3項第1号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時

ロ 令第16条の3第3項第2号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時

ハ 外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15-6-1に規

定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時

- (5) 令第 16 条の 3 第 5 項に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、規則第 2 条の 15 第 1 項各号に掲げるもののほか、令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であつて、令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあつては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時まで報告すれば足りる。

(「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」の意義)

- 18 の 2-1 令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に規定する「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」とは、例えば、海上で遭難した人に対して安全な場所を提供するための救助活動又は海洋汚染への対処若しくはその防止若しくはその他海上における人命の安全、住民の安全又は海洋環境の保護を強化するための緊急活動及びこれに準ずる活動をいう。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

- 18 の 2-2 法第 18 条の 2 の規定による特殊船舶等の入出港の簡易手続については、前記 18-2 の手続に準ずる。

(開庁時間外の貨物の積卸手続)

- 19-1 開庁時間外の貨物の積卸しについては、次による。

- (1) 税関官署の開庁時間(法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。)以外の時間における貨物の積卸しの届出は「開庁時間外貨物の積卸届」(C-2110)により行うこととし、同届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」欄が不足するときは、「開庁時間外貨物の積卸届(つづき)」(C-2110-2)を使用する。ただし、特に急を要するものについては、便宜口頭により届出し、事後上記届出書を提出して処理して差し支えない。

この場合において、同一本船内において同一時間内に数社が貨物の積卸しを行う場合は、それぞれ別個の届出が必要であるから留意する。

なお、法第 19 条の規定は、不開港において貨物の積卸しを行う場合においても適用があるものであるから留意する。

- (2) 事前に認可を受けた航空法第 100 条又は同法第 129 条に規定する事業計画に定める発着日時に従い運航されている外国貿易機に貨物の積卸しを行う場合には、便宜一週間を単位として一括して届出することとして差し支えない。この場合においては、「開庁時間外貨物の積卸届」に「開庁時間外貨物の積卸明細書」(C-2111)を添付するものとする。

(開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合)

- 19-2 次に掲げる場合においては、便宜法第 19 条の届出を要しないものとする。

- (1) 貨物の積卸しについて法第 19 条の届出が提出されている外国貿易船等と沿海通航

船等（はしけその他これに準ずる用途に使用されている小型船舶を含む。以下、この項において同じ。）との間で貨物の積卸しをする場合

- (2) 保税工場、総合保税地域と沿海通航船等との間で貨物の積卸しをする場合
- (3) 輸出の許可を受けた貨物を外国貿易船等に積み込むため沿海通航船等に積み込む場合（沿海通航船等相互間で積み替える場合を含む。）
- (4) 外国貨物を積んでいる沿海通航船等に内国貨物のみを積卸しする場合（沿海通航船等相互間で内国貨物のみを積み替える場合を含む。）
- (5) 外国貨物を2以上の運送手段を使用して運送する場合において、これを沿海通航船等に又は沿海通航船等から積み替えるとき。
- (6) 海難、災害その他やむを得ない事故により、船舶の安全又は積載貨物の保全のため緊急に貨物を船卸し又は積替えをする場合
- (7) 別送品、託送品、不用船（機）用品及び荷粉を積卸しする場合
- (8) 法第16条第3項の規定により、船卸許可を受けた貨物を船卸しする場合

（税関官署の開庁時間）

19-3 税関長は、法第19条の届出に係る事務及び令第87条第1項各号に掲げる事務の種類ごとに税関官署の開庁時間を定め、当該開庁時間を各税関官署の見やすい場所に掲示するほか、各税関のホームページに掲載することとする。

（不開港出入の許可）

20-1 法第20条第1項《不開港への出入の許可》に規定する不開港出入の許可は、原則として外国貿易船等が開港を経由して不開港に出入する場合に限り行うものとする。ただし、修繕のため不開港に出入する場合及び税関において取締上支障がないと認める場合においては、この限りでない。

（不開港出入の手續を要する船舶等）

20-2 法第20条《不開港への出入》の規定の適用に当たっての船舶等の資格の認定については、前記15-1（船舶等の資格の認定）の規定による。

なお、不開港への入港時に外国貿易船等であった船舶等がその出港までの間に外国貿易船等以外の船舶等になった場合又は不開港への入港時には外国貿易船等以外の船舶等であった船舶等がその出港までの間に外国貿易船等となった場合においても、法第20条第1項の規定による不開港出入の許可が必要とされるので留意する。

（検疫のための不開港出入）

20-3 外国貿易船等が検疫のために不開港である検疫区域に出入する場合において、その検疫区域において船用品、機用品その他の貨物の積卸しをするときは、法第20条第1項ただし書《検疫のための不開港出入》にいう「検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合」には該当しないものとする。ただし、検疫のための停留期間が長期にわたったため、やむを得ず船（機）用品の補給を行う場合は、この限りでない。

(「遭難」の意義等)

20-4 法第20条第1項ただし書《遭難その他やむを得ない事故による不開港出入》にいう「遭難」とは、暴風雨、濃霧等の天災、衝突、暗しよへの乗上げ等の事故その他の災難に遭遇し、これにより船舶等が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。

なお、外国貿易船が上記の「遭難」により不開港に入港した場合において、その出港の時までに次に掲げる貨物の積卸し以外の貨物の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することになるので、留意する。

- (1) 船舶等の修理のために必要とされる積載貨物若しくは船(機)用品の仮陸揚又はその修理を終わった場合におけるそれらの貨物の積込み
- (2) 船(機)用品の積込み
- (3) 旅客又は乗組員の携帯品又はこれらに類する貨物の陸揚げ又は取卸し

(「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等)

20-5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船(機)用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。

- (1) 天候の悪化により避難することが必要となった場合又は船舶の火災、機関の故障、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延等により航行を続けることが困難になった場合
- (2) 天候の悪化による予定航路の変更又はその他予期しなかった事情により船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合
- (3) 積荷の荷崩れ又はいかだの結索具の緩み等のため、航行を続けることにより危険が予想されるに至った場合
- (4) 急病患者、密航者若しくは遭難者を下船させ、又は乗り遅れた船員を乗船させる必要がある場合
- (5) 天災地変等の際における救助物資の積卸しをする心要がある場合
- (6) 港長の指示に基づき開港以外の場所において危険品の積卸しをする必要がある場合
- (7) ガス発生貨物のガス抜きをする必要がある場合その他バラストの注入若しくは放出又はタンククリーニングを行う必要がある場合
- (8) 入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合又は曳船待ちをする必要がある場合(当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。)
- (9) 遭難船舶を曳航し、又は遭難船舶、遭難貨物を積載し、これを引き渡す必要がある

場合

- (10) 船舶内において生じた廃油（油性バラスト水、タンク洗浄後の油濁水、ビルジ等をいう。）を廃油処理施設に引き渡す必要がある場合
- (11) 船舶内において生じた海洋環境に有害な個体ばら積み貨物残渣を含む船倉の洗浄水を廃棄物処理施設に引き渡す必要がある場合
- (12) 外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情、その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合
- (13) 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合
- (14) 関係官庁の指示により保安用品（油中和剤、オイルフェンス等）を積み込む必要がある場合

（不開港出入の手続）

20-6 不開港出入の手続については、次による。

- (1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」（C-2100）2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。なお、令第18条第1項第6号に規定する積荷に関する事項については、前記15-3-1(1)及び15-3-2(3)に規定する書面を、令第18条第2項ただし書の場合の同条第1項第3号又は第4号に規定する旅客又は乗組員に関する事項については、前記15-3-2(1)及び(3)に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。
- (2) 上記(1)により不開港出入の許可をした場合においては、その許可をした税関官署と不開港を所轄する税関官署とが異なるときは、その許可をした税関官署は、その不開港を所轄する税関官署に対し、電話又はこれに代わる方法により直ちにその旨を通報するものとする。
- (3) 不開港に出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税関長の許可のほか、船舶法（明治32年法律第46号）第3条又は航空法第126条及び第127条の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。
- (4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については、法律上は何らの手続も要しないことになっているが、船舶等側から特に出港許可書の交付方の申出があったときは、便宜、出港届を提出させ、これに税関の受理印を押なつて申出者に交付するものとする。

（遭難等により不開港に入港する場合の手続）

20-7 遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港する場合の手続は、次による。

- (1) 法第20条第2項《外国貿易船等の不開港への入港の届出》の規定により船長等が行う入港の届出は、便宜、船舶等の別に応じそれぞれの「入出港届」1通にその入港の事由を記載して提出させるものとする。この場合において、旅客または乗組員を乗降させる場合にあっては、必要に応じて旅客または乗組員に関する事項を記載した書

面を求めることとする。

- (2) 上記(1)に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提示させることとする。

(不開港における在港期間等の変更手続)

20-8 不開港における在港期間等の変更手続は、次による。

- (1) 不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より変更事項を記載した適宜の様式による申出書に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がないと認めたときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。
- (2) 上記(1)による在港期間等の変更の申請は、原則として不開港出入の許可を受けた税関官署に対して行わせるものとするが、不開港入港後においては、便宜、その不開港を管轄する税関官署に申請させ、これを認めて差し支えない。

なお、この場合において、在港期間等の変更を認めた税関と不開港を管轄する税関官署とが異なるときは、その変更を認めた税関官署は、不開港を管轄する税関官署に対し電話又はこれに代わる方法により速やかにその旨を連絡するものとする。

(「その他参考となるべき事項」の意義)

20-9 規則第2条の21各号及び規則第2条の24第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15-9の規定に準ずる。

(特殊船舶等の不開港の入出港手続)

20の2-1 法第20条の2の規定による特殊船舶等の入出港手続については、前記15の3-1又は17-5の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届又は出港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。

(外国貨物の仮陸揚の範囲)

21-1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。

- (1) 陸揚げされる貨物が本来その港又は空港（以下、この項、21-4及び21-5において「港等」という。）に陸揚げすることを予定した貨物でないこと。したがって、船荷証券等、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港等以外の港等になつていないこと。
- (2) その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。
- イ 船舶等に積み込まれている貨物を当該船舶等の荷繰り又は他の外国貿易船等への積替えの都合上陸揚げする場合
 - ロ 船舶等に積み込まれている貨物をその船舶等の修繕等の都合上陸揚げする場合
 - ハ 船用品、機用品又はこれらに準ずる貨物を洗濯、修理等（同一性の認定ができる

- 範囲の加工をいう。以下この項において同じ。) のため、陸揚げする場合
- ニ 船舶等のぎ装品又は属具のうち取締上支障がないと認められるものを修理等のため陸揚げする場合
 - ホ 旅客又は乗組員の携帯品を修理等のため陸揚げする場合
 - ヘ 乗組員の携帯品を転船等のため陸揚げする場合
 - ト 旅客又は乗組員の厚生用物品として船舶等に備えられているじう器その他の物品を他の船舶等に積み替えるため陸揚げする場合

(外国貨物の仮陸揚の届出等)

- 21-2 (1) 法第 21 条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」(税関様式 C-2120 のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。) 2 通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち 1 通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。
- (2) 「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその仮陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した申出書 1 通に、上記(1)の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の仮陸揚届」に記載されている仮陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と申出書の受理税関とが異なるときには、申出書の受理税関は申出書の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関に送付する。

(仮陸揚貨物の蔵置場所)

- 21-3 仮陸揚げされた外国貨物の蔵置場所は、原則として保税地域とし、保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であるため、保税地域以外の場所に置こうとするときは、法第 30 条第 1 項第 2 号《保税地域以外の場所に置くことを許可された貨物》の規定に基づく他所蔵置の許可が必要になるので、留意する。

(仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い)

- 21-4 法第 21 条の規定により仮に陸揚げされた貨物が、前記 21-1 (外国貨物の仮陸揚の範囲) の(2)のハからトまでの貨物である場合において、それらの貨物を保税地域以外の場所に置き、又は保税運送をする必要があるときの取扱いは、次による。
- (1) 前記 21-1 の(2)のハからトまでの貨物を修理、洗濯、その他の理由により保税地域以外の場所に置くことがやむを得ないと認められるときは、便宜、「外国貨物の仮陸揚届」により法第 30 条第 1 項第 2 号の規定に基づく他所蔵置の許可を行って差し支えない。
- (2) 上記(1)の運送に当たっては、便宜当該「外国貨物の仮陸揚届」により法第 63 条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。
- なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」(交付用、税関用とも)の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。

- (3) 他所蔵置をしようとする場所が貨物を陸揚げした場所を管轄する税関官署以外の税関官署の管轄区域内の場所であるときは、その陸揚げをした港等を管轄する税関官署において他所蔵置の許可を行って差し支えない。この場合においては、当該貨物を陸揚げした港等を管轄する税関官署から当該他所蔵置をしようとする場所の間の保税運送の承認を行うものとし、他所蔵置をしようとする場所を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。

(仮陸揚貨物の積込み)

21-5 法第 21 条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。

- (1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港において行わせるものとする。ただし、仮陸揚げされた貨物が、船舶等の航行の都合等やむを得ない理由により、それらの貨物を陸揚げした港等以外の港等において、同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等に積み込むことが必要とされるときは、税関において取締上支障がないと認めた場合に限り、前記 21-2 の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を提出させ、便宜、これにより法第 63 条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。

なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」(交付用、税関用とも)の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、外国貿易船等に仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。

- (2) 仮に陸揚げした外国貨物の積込みを終わつたときは、積込みの確認を受けた「外国貨物の仮陸揚届」をその届出を提出した税関に提出させる。

(外国貨物の船(機)移し)

21-6 外国貿易船等に積んでいる外国貨物を同一の港又は空港において陸揚げすることなく(航空機の場合にあつては、一時的に税関が認めた場所に取り卸しすることを含む。)他の外国貿易船等に船移し(機移しを含む。以下同じ。)する場合における取扱いは、次による。

- (1) 外国貨物の船移しは、「外国貨物船(機)移届」(税関様式 C-2080 のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物船(機)移届」と表示されているものをいう。以下この項において同じ。)2通を提出させ、うち1通を届出があつたことを証する書類として届出者に交付する。
- (2) 「外国貨物船(機)移届」の提出後、やむを得ない理由により、貨物を積み込もうとする外国貿易船等の出発予定年月日等を変更する場合には、変更する理由及び内容等を記載した適宜の書面1通に、上記(1)により交付した「外国貨物船(機)移届」を添付して提出させ、「外国貨物船(機)移届」に記載されている所要事項を訂正し、届出者に交付する。

(沿海通航船等の外国寄港の場合の取扱い)

22-1 沿海通航船等が遭難その他やむを得ない事故により外国に寄港して本邦に帰つた場合における届出等の取扱いは、次による。

- (1) 法第 22 条《沿海通航船等の外国寄港の届出等》の規定による届出は、令第 20 条第 1 項（外国寄港の届出の方法）に規定する事項を記載した適宜の書面 1 通を提出することにより行わせる。
- (2) 法第 22 条の規定により外国において積み込んだ船（機）用品の目録が提出された場合における残存船（機）用品の取扱いについては、後記 25-4（船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い）から 25-7（資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い）に規定する船舶等の資格内変の際の取扱いに準ずる。

（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）

23-1-1 法第 23 条第 1 項に規定する保税地域の意義等については、次による。

- (1) 同項に規定する保税地域とは、原則として保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域とする。ただし、船（機）用品が危険貨物であるため、その蔵置場所が制限されており、又は港湾の事情により保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域がない場合においては、それら以外の保税地域であつても差し支えない。
- (2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船（機）用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積込みを認めて差し支えない。

なお、郵便により送付されてきた船（機）用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船（機）用品の到着した日本郵便株式会社配達郵便局（以下「配達郵便局」という。）を保税地域とみなして、同項の規定による積込みを認めて差し支えない。

（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）

23-1-2 法第 23 条第 1 項後段に規定する税関長が指定する期間は、最長 6 月とする。

（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等）

23-2 法第 23 条第 1 項の規定による積込みの申告の手続は、次による。

- (1) 外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（C-2130）3 通（原本、承認書用、積込確認用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船（機）用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵（移）入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記 23-1-1（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）の(2)の本文に該当する場合には後記 30-3（他所蔵置の許可の申請手続）の(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。

- (2) 外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告は、積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」2通（原本、承認書用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船（機）用品の数量については、積み込もうとする者が過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。

なお、包括承認を受けた期間内に、包括承認を受けた者が当該包括承認を受けた船舶以外への積込み及び積込場所以外での積込みを必要とし、その積込みのときまでに当該包括承認をした税関に申し出た場合は、当該申出を認めて差し支えない。

（積込みを承認する範囲）

- 23-3 船（機）用品として積込みの承認をする数量には、承認に係る船舶等の航海又は航行上通常必要と認められる予備数量を含むものとする。

（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）

- 23-4 法第23条第3項の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。

- (1) 船（機）用品の積込みの承認は、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が停泊又は係留している港又は空港を管轄する税関において行うものとするが、税関において積込みの確認上支障がない場合には本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みを承認して差し支えない。

なお、外国貨物である船（機）用品の積込みを承認する場合であって、当該承認に係る船（機）用品を船舶等に積み込むために保税運送を行う必要がある場合には、積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込承認と併せて保税運送の承認を行って差し支えない。この場合において、承認に係る積込予定地に本船が寄港しなくなったこと等により、運送に係る船（機）用品を次の寄港地へ転送することとなったときは、便宜、その積込予定地を管轄する税関において当初の積込承認書の積込地変更及び運送期間の延長等の承認を行って差し支えない。

- (2) 上記(1)において、外国貨物である船用品（燃料に限る。）の運送手段が海路である場合、当該船用品が積み込もうとする船舶の船側に到着した時点で、当該船舶が停泊又は係留している港を管轄する税関（以下この項において「到着地税関」という。）は、承認を受けた者から到着日時の通報を受けるとともに、当該者に対して積込承認書等に当該日時を記載するよう求めるものとする。

なお、積込みの承認をした税関は、積込承認書の写しを到着地税関に送付することとし、到着地税関は監視取締上支障がないと認められる場合には、上記通報により当該船用品の運送到着の事実を確認することとして差し支えない。

- (3) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、この規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないもの

とする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。

イ 当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないことと認められることとなったときは、当該包括承認を取り消すことがあること。

(イ) 法その他の国税に関する法律の規定に違反して処罰又は通告処分を受けたとき。

(ロ) 積込明細書等包括的な積込みを行う上で提出すべき書類に不実の記載があったとき。

(ハ) 包括的な積込み手続を行う上で必要とされる手続を怠ったとき。

ロ 機用品にあつては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員による積込みの確認を受けた上で、当該確認を受けた者の氏名を記載することとし、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回った場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。

(イ) 積込年月日

(ロ) 航空機の登録記号

(ハ) 品名

(ニ) 積込実数量

ハ 船用品（燃料に限る。）にあつては、その積込みの都度、「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者が積込みを確認した旨の記載があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出すること。

(イ) 積込年月日

(ロ) 積込船名

(ハ) 積込場所

(ニ) 品名

(ホ) 積込実数量（流量計又は液面計で測定した積込数量を併記）

(ハ) 燃料供給船名

(ト) 当該積込指定期間中の積込実数量の合計

なお、船用品（燃料に限る。）の積込期間終了後、当該包括承認を受けた者に対して、保税地域からの納品書及びその他積込みに関し参考となる書類の提示を求め、積込実態を確認するものとする。

ニ 船用品（燃料に限る。）を積載している間、燃料供給船の自動船舶識別装置（AIS）を常時作動させておくこと。

(4) 積込みの包括承認を行う場合、開港ごと及び複数の開港での積込み又は、税関空港ごとの積込みを認めるものとする。

なお、積込みの包括承認を行う場合であって、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記 63-22（包括保税運送の承認要件）の(2)の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第 63 条第 4 項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から積込みに要する相当の期間とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間内に限る。）。

- (5) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記 63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領者の氏名が記載されたもの。）については1月分を取りまとめ、前記 23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(3)のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。

なお、包括保税運送貨物が船用品（燃料に限る。）である場合、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）の記載項目について、申告税関、発送場所、発送年月日、運送具（燃料供給船名）、積載船名、品名及び数量以外の項目の記載を省略させることとして差し支えない。

- (6) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行った税関は、その旨を積込予定地を管轄する税関に対し連絡するものとする。
- (7) 船（機）用品の積込みの承認は、原則として、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が、港又は空港に停泊又は係留してから行うものとするが、本邦の港に入港する船舶でその運航計画等の関係から入港停泊の予定期間が特に短時間であるため入港前に積込承認手続をしなければ船舶の運航に支障を来すおそれがある場合は、税関において、船用品の種類及び数量の認定が可能であり、かつ、監視取締上支障がないと認められるとき又は包括的な積込みの承認をする場合にあっては、便宜、それらの船舶等の入港予定港を積込場所として、外国貨物である船（機）用品の積込みの承認をして差し支えない。

（外国貨物である船（機）用品の積込みの期間）

23-5 法第 23 条第 4 項の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。

ただし、前記 23-1-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、最長 6 月を積込期間として指定するものとするが、前記 23-4 の(3)のイの規定に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当でないと認められる場合においては、税関が指定する期間

までとする。

なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C-2140）2通（積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは3通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち1通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは、積込期間延長承認税関は承認書写し1通を積込承認税関に送付する。

（外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み）

23-6 本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかなるものであって、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情がある場合においては、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(7)に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記23-12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に行わせるものとする。

なお、他の税関の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記23-4の(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税関に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記23-4の(1)のなお書並びに(4)及び(5)と同様とする。

（外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等）

23-7 法第23条第5項の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。

- (1) 「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（確認用）にあつては、船長、機長若しくはこれらの者に代わってその職務を行う者又は税関職員により受領欄が記載されたもの
- (2) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(3)のロの規定により作成する「積込明細書」にあつては、積込みの確認を行った機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員の氏名が記載されたもの
- (3) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(3)のハの規定により提出される「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」の写し等

なお、積み込まれた船（機）用品の数量と積込承認書の数量との間に相違を生じた場合においても、その生じた差が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積込みがあったものとして取り扱って差し支えない。

(外国貨物である船(機)用品の保税地域への戻入れ)

23-8 積込みの承認を受けた船(機)用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記 34 の 2-1 (保税地域における事務処理手続) の(1)の口の規定により、積込承認書(積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品(燃料に限る。)の場合は積込包括承認書)を倉主等に提示させることとなるので留意する。

また、船舶等への積込みの承認を受けた船(機)用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなったため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。

(1) 船(機)用品を保税地域へ戻し入れる場合には、「船(機)用品戻入書」(C-2260) 2通に必要事項を記載の上、これにさきの承認に係る積込承認書を添付して保税取締部門に提出することを求め、当該保税取締部門においては、積残りの船(機)用品の数量と対査確認をし、当該戻入書の1通に搬入確認の旨を記載して、これを届出者に交付する。

なお、戻入れされる保税地域が保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域である場合には、その保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域がさきに船(機)用品を搬出した保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときには、便宜、上記の戻入書をもって蔵(移)入承認申請書を兼ねるものとし、それ以外の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときは、上記の手続のほか、その戻入れについて蔵(移)入承認書又は総保入承認申請書の提出を求めるものとする。

(2) 前記 23-4 の(1)のなお書の規定により保税運送の承認を行つた船(機)用品が積残りとなり他税関(同一税関の支署、出張所を含む。)の保税地域に搬入するため返送する場合には、新たに保税運送の手続を必要とするが、手続については、積込承認書に必要事項を記入し、運送承認書と兼用とする等簡易な方法を講じて差し支えない。

(3) 積込みの包括承認を受けた船(機)用品を保税地域へ戻入れする場合の手続については、上記(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の場合にあつては「積込包括承認書及び積込明細書」と、船用品(燃料に限る。)の場合にあつては「積込包括承認書」と、それぞれ読み替えるものとする。

(「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義)

23-9 法第 23 条第 6 項ただし書《関税を徴収されない場合》に規定する「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、おおむね次の各号に掲げるところによる。

(1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基因する災害をいう。

(2) 「その他やむを得ない理由」とは、上記(1)に規定する災害に準ずるような理由をいい、誤送、窃盗による盗難等の理由を含まない。

(3) 「亡失」とは、原則として、貨物が物理的に存在しなくなることをいうものとし、その原形をある程度とどめている場合であつても、その課税物品の本来の性質、形状、

構造、機能及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に復元するには新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含むものとする。

(4) 「滅却」とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいう。

ただし、当該貨物の残存価値がほとんどないと認められる状態（例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、碎片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断）にし、かつ取締上支障がないと認められる場合は、「滅却」とみなして扱うこととする。

(外国貨物である船（機）用品の滅却の承認)

23-10 法第 23 条第 6 項ただし書に規定する外国貨物である船（機）用品の滅却の承認については、次による。

(1) 滅却の承認は、船（機）用品が著しく腐敗し、変質し、又は損傷したためその本来の用途に供することができないと認められる場合に行うものとする。

(2) 滅却の承認の申請は、「外国貨物滅却承認申請書」(C-3170) 2 通を提出して行わせ、これを承認したときは、うち 1 通にその旨を記載して申請者に交付する。

(災害等による亡失の認定)

23-11 船（機）用品について令第 21 条の 6 第 2 項 ((災害等により亡失した場合の手続)) の規定による届出書は、「外国貨物船用品（機用品）亡失届」(C-2150) によることとし、これに積込承認書及び警察署長、消防署長その他の者による災害等に関する証明書を添付させ、これにより災害その他やむを得ない理由により亡失したものであることを認定するものとする。

(建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み)

23-12 外国往来船になる予定の建造船舶（沿海通航船で船舶建造と同程度の大修理又は大改装を受けていた船舶を含む。）が、外国往来船になる前に試運転のための航行を行う場合において、外国往来船になる前に使用する船用油と外国往来船になつてから使用する船用油とを同時に積み込む必要があるときは、便宜、外国貨物である船用油の事前積込みを認めて差し支えない。この場合においては、外国往来船になる前に使用する船用油については、その消費見込数量により輸入申告をさせ、法第 73 条《輸入の許可前における貨物の引取り》に規定する承認をしたうえで、積込みを認めるとともに、その数量を差し引いた船用油については、法第 23 条第 1 項の規定による積込みの手続を行わせたい積込みを認めるものとし、それらの船舶が外国往来船となる際に、それまでの実消費量により輸入申告書及び積込承認書の数量を補正するものとする。

(内国貨物である船（機）用品の積込みの手続)

23-13 (1) 法第 23 条第 2 項の規定による積込承認の申告は、「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」(C-2160) 2 通を提出させ、承認したときは、うち 1 通にその旨を記載して承認書として申告者に交付する。ただし、船用水については、1 月分を取り

まとめて供給者から届出させ、事後承認として差し支えない。

- (2) 航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、最長6月の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記23-4の(3)のロを準用する。

(船(機)用燃料油等の振替使用の取扱い)

- 23-14 外国に往来する船舶等が、本邦の港(空港を含む。以下同じ。)において緊急に燃料油(潤滑油を含む。以下同じ。)を積み込む必要が生じた場合において、その積み込もうとする港にある保税タンクにたまたま外国貨物である燃料油がなく、かつ、他港からの保税運送を待つことができない等の事由により、やむを得ずその港にある内国貨物である燃料油を積み込むこととなつたときは、関係者からの申出により、便宜、その積込みに係る内国貨物である燃料油と他港にある外国貨物である燃料油との振替を認めて差し支えない。ただし、この場合における内国貨物である燃料油と外国貨物である燃料油とは、同種のもの(品名及び比重、引火点その他の数値により同種の燃料油と認められるもので税率の同じもの)であり、かつ、その所有者(委託販売に係る船用油については、その貨物の委託者を含む。)を同じくするものに限る。

(船(機)用燃料油等の振替使用の手続)

- 23-15 前記23-14(船(機)用燃料油等の振替使用の取扱い)による船(機)用燃料油の振替使用の手続は、次による。

- (1) 内国貨物である燃料油の積込みについては、「外国貨物船用品(機用品)積込(個別・包括)承認申告書」及び「船(機)用燃料油振替積込承認申請書」(C-2170)をそれぞれ3通(原本、承認書用、通知用)を提出させ、承認したときは、これらの申告書及び申請書の各1通(承認書用)にその旨を記載して申告者に交付する。
- (2) 積込みが終了したときは、交付済の承認書に積込みの事実を確認した旨を裏書して申告者に交付するとともに、上記(1)の申告書及び申請書の各1通(通知用)に積込済の旨を記載して、振替の対象となる外国貨物である燃料油が置かれている場所を管轄する税関に送付する。
- (3) 振替の対象となる外国貨物である燃料油については、その燃料油の置かれている場所を管轄する税関に上記(2)により裏書を受けた「外国貨物船用品(機用品)積込(個別・包括)承認書」及び「船(機)用燃料油振替積込承認書」を提出させ、それらの承認書により積込みを認められた内国貨物である燃料油と等量の外国貨物である燃料油から法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものとして取り扱う。

(遠洋漁業船に対する船用油の積込み)

- 23-16 規則第3条《船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定》に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船(以下この項において「母船等」という。)に対する外貨船用油の積込みは、次による。

- (1) 母船等に対する外貨船用油の積込みは、原則として、その漁業に出漁するための基

地港において行わせるものとする。ただし、やむを得ない事情により基地港以外の港において積込みを認め、事後基地港まで回航することとなる場合においては、積込承認税関は当該外貨船用油を必ず施封し、施封箇所等取締上必要となる事項を基地港を所轄する税関あて通知する。

- (2) 母船等に対する外貨船用油の積込みの承認は、その母船等の航行計画書を提出させ、かつ、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条《農林水産大臣による漁業の許可》の規定による農林水産大臣の許可を確認した後に行う。
- (3) 出漁中の母船等に外貨船用油を補給するため積込みの申告があつた場合にはこれを認めて差し支えない。この場合においては、補給を認めた外貨船用油が確実に母船等に積み込まれたことを当該母船等の船長の受取書等により確認する。
なお、母船等が一航行を終了し、帰港した際において、積載している漁獲物の陸揚完了予定港までの船用油が不足した場合の外貨船用油の積込みは、陸揚予定港までの回航所要分に限り認めて差し支えない。
- (4) 令第21条の7《遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告》に規定する「帳簿」は、「外国貨物船用品の受払に関する帳簿」（C-2180）とする。

（外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の積込みの手続）

23-17 外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材（以下この項において、「修理、改装用資材」という。）の積込みの手続については、次による。

- (1) 外国籍船舶の修理、改装のため、外国貨物又は内国貨物を使用して船体の一部の取替え又は属具、部品等の新たな取り付けを行う場合であつて、一契約ごとにおける当該修理、改装用資材の価格の総額が200万円未満である場合には、「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（C-2130）又は「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C-2160）（以下この項において、「船用品積込承認申告書」という。）3通（原本、承認書用、通報用）及び「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C-5215）（以下この項において、「明細書」という。）2通（原本、交付用）を提出させる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち主要なものについて記載させ、その他の些細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積により数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。
- (2) 船用品積込承認申告書及び明細書を受理したときは、明細書の1通に受理印を押なつて申請者に交付し、これにより修理、改装を認める。
- (3) 修理、改装が完了したときは、上記(2)により交付した明細書に修理、改装完了時において明らかになった主要資材の品名、使用数量及びその価格（仕入価格）を追記させ、また、保留している船用品積込承認申告書の数量及び価格を訂正した後に、積込みを承認する。

ただし、この訂正は、修理、改装に使用した資材の総価格が200万円未満である場合に限って認めることとし、訂正の結果その総価格が200万円以上となった場合には、船用品積込みの承認を行うことなく、改めて輸出又は積戻しの申告手続を行わせることとし、上記により提出のあつた明細書を送付書とともに管轄税関官署の通関部門へ引き継ぐものとする。

- (4) 上記(3)の本文の手続が完了したものについて、1ヶ月分の船用品積込承認申告書(通報用)を取りまとめて翌月末日までに通関部門へ送付する。

(船陸交通等のための経由場所の指定)

24-1 法第24条第1項《船舶又は航空機と陸地との交通等》の規定に基づき船舶等と陸地との交通等のための経由場所を指定する場合には、税関の取締上の必要性と交通等をする者の利便等を総合的に考慮し、原則としては水際線等に接する適当な場所を指定するものとするが、税関の取締上の必要が大きい場合においては、交通等をする者の利便を著しく妨げない範囲において埠頭、岸壁の基部その他これらに相当する場所に所在する税関監所の場所を経由場所として指定するものとする。

(「貨物の授受を目的とする交通」の意義等)

24-2 法第24条第2項《貨物の授受を目的とする船陸間等の交通》に規定する「貨物の授受を目的とする交通」とは、船舶等(これらに乗り組んでいる者を含む。)との間で物品又は金銭の受渡しを行うことを目的とする交通をいう。ただし、作業員が荷役のためにする交通又は送迎人が花束の贈呈等のためにする交通のように実質的には、役務の提供のみを目的とし、又は単に儀礼を目的とする交通については、便宜、交通の許可を要しないものとする。

(「この法律の規定により承認又は許可を受けた貨物」の範囲)

24-3 法第24条第2項にいう「この法律の規定により承認又は許可を受けた貨物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第23条第1項又は第2項の規定による船(機)用品の積込みの承認を受けた貨物
- (2) 法第63条第1項《保税運送》、第64条第1項《難破貨物等の運送》又は第66条第1項《内国貨物の運送》の規定による運送の承認を受けた貨物
- (3) 法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定による輸出若しくは輸入の許可を受けた貨物又は第75条《外国貨物の積みもどし》の規定による積戻しの許可を受けた貨物

(指定地外交通等の許可手続)

24-4 法第24条第1項の規定に基づく指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可の手続は、次による。

- (1) 指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可は、それぞれ「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」(C-2210)又は「貨物の指定地外積卸許可申請書」(C-2190)を2通提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。
- (2) 指定地外交通に対する税関長の許可は、原則としてその都度与えることとするが、業務の関係等により指定地外交通が継続的に行われる場合には、最長3年間を限度として適宜一定期間を定めて一括してその許可を与えることとして差し支えない。
- (3) なお、指定地外交通の許可と指定地外積卸しの許可とを同時に申請する必要がある

場合又は指定地外積卸しの許可と他所蔵置の許可とを同時に申請する必要がある場合においては、便宜、それらの申請を併せて行わせ、一括して許可を行うこととして差し支えない。

(貨物の授受を目的とする交通の許可の手続)

24-5 法第24条第2項の規定に基づく貨物の授受を目的とする交通の許可の手続は、次による。

- (1) 許可の申請は、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。
- (2) 令第22条の2第2項（(貨物の授受を目的とする船陸間交通等の許可の一括申請)）の規定による許可の一括申請は、上記(1)の「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に原則として次の書類を添付して行わせるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、それらの書類のうち必要がないと認めるものの添付を省略させて差し支えない。

イ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

ロ 写真2葉（最近6月以内に撮影したもの）

ハ 交通者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通する者である場合には、それらの法人又は人の従業者であることを証する書類

ニ 法第24条第3項各号に規定する場合に該当しない者であることを誓約する書面

ホ その他税関長が必要と認めた書類

当該一括申請をしようとする者が、上記イの書類の添付に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合には、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に代え、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」（C-2215）を提出させることとする。

- (3) 上記(2)による一括申請に係る許可をしたときは、令第22条の2第4項に規定する書類として、当該許可に係る各個人別に「船陸交通許可証」（C-2220又はC-2230）を交付する。なお、他の官庁等に係る証明書と兼用する場合にあつては、C-2220に準ずる様式によることとして差し支えない。
- (4) なお、船用品の積込みを業とするシップチャンドラーについては、その船用品の積込みについて法第23条第1項又は第2項の規定による積込みの承認を受けている場合においても、通常船舶における金銭の授受が伴うことになるので、あらかじめその交通について令第22条の2第2項の規定による申請を行わせるよう指導するものとする。
- (5) 船陸交通の一括許可を受けた者が指定された経路以外の経路を交通しようとする場合は、新たな許可申請を行わせるものとする。
- (6) 令第22条の2第3項に基づき、一括許可に条件を付すときは、上記(3)により交付する船陸交通許可証に記載その他の方法により内容を明示する。また、既に行った一

括許可に条件を付すとき、又は、既に行った一括許可に付された条件の内容の変更を行うときは、当該許可をした税関長は被許可者に対して適宜の方法により、付す条件の内容又は条件の変更の内容を通知するとともに、これらの一括許可に係る船陸交通許可証に記載その他の方法によりこれらの内容を明示する。

(船舶間交通等の許可の手続)

24-6 法第24条第4項《外国往来船(機)と沿海通航船等との間の交通》の規定による交通の許可の申請は、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載して許可書として申請者に交付する。

ただし、外国に往来する船舶と陸地との交通の手段としてのみ使用される沿海通航船(例えば、通船)で法第24条第1項に規定する指定場所を発着地とするもの(他の場所から指定場所に立ち寄り税関の確認を受けるものを含む。)と本邦と外国との間を航行する船舶との間の交通又は同項の規定に基づく指定地外交通の許可を受けた者がその許可されたところに従って行う沿海通航船と本邦と外国との間を往来する船舶との間の交通については、改めて法第24条第4項の規定による許可の手続を要しない。

本邦と外国との間を往来する船舶とはしけとの間の交通についても、また同様とする。

(口頭による指定地外交通等の許可の申請)

24-7 令第22条第3項ただし書((口頭による許可の申請))及び令第22条の2第1項ただし書((口頭による許可の申請))の規定に基づき指定地外交通等の許可について口頭による申請を認める場合は、原則として関係官公庁の職員が法律の規定に基づくその職務の執行のため交通等をする場合(立会い等のためこれに同行する者を含む。)その他の緊急の必要に基づき交通等をする場合とする。

(交通の許可の取消し)

24-8 法第24条《船舶又は航空機と陸地との交通等》の規定によるその許可を受けた者が同条第3項各号《貨物の授受を目的とする船陸間等の交通を許可しないことができる場合》に掲げる場合に該当することとなった場合又は当該許可に付した条件に違反した場合においては、税関は、その許可を取り消すことができるものとする。

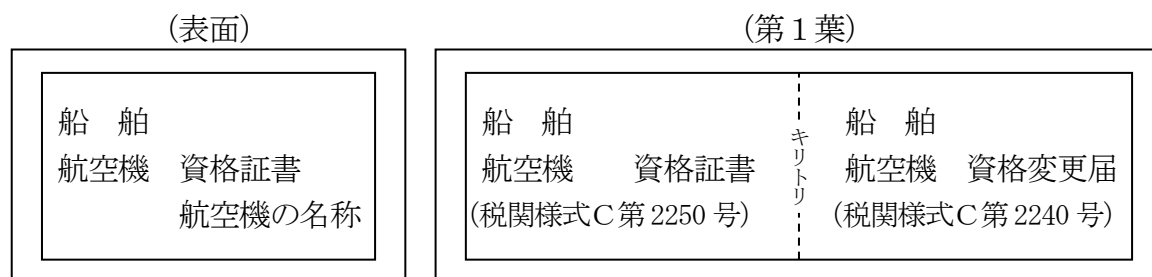
(船舶等の資格変更の届出手続)

25-1 法第25条各項の規定による船舶等の資格変更の届出手続は、次による。

(1) 船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」(C-2240)1通に必要な応じその届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行うものとし、これを受理したときは、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」(C-2250)を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、船舶等を資格内変しようとするものであるときは、当該届出に添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。

なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなったため前記 15-1 の(7)の規定による沿海通航船とされることとなったときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をすることとして差し支えない。

- (2) 国内線と国際線との交互に使用される航空機で資格変更の回数の多いものに関し、「船舶・航空機資格変更届」及び「船舶・航空機資格証書」の両様式を各航空機ごとに台帳にした形式の使用を認めて差し支えない。



(注) 第 2 葉以下第 1 葉に同じ。

(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)

25-2 次に掲げる場合においては、法第 25 条各項の規定による届出を受理しないものとする。

ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第 25 条各項の規定による届出を受理することとして差し支えない。

なお、この場合においては、法第 25 条各項の規定による船舶等の資格変更の届出は、前記 25-1 (1)の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時まで沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帯品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めないこととして差し支えないものとし、前記 25-1 (1)にかかわらず、次の(1)又は(2)イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。

- (1) 沿海通航船等が旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれらに類する貨物以外の貨物を積載している場合。ただし、内国貨物であって輸出の本船扱いの承認を受ける予定であるもの及び本邦内で運送されるものであり、かつ、その性質及び数量が明らかなものである場合を除く。
- (2) 外国貿易船等が次のいずれかに該当する場合
- イ 旅客又は乗組員の携帯品、船（機）用品及びこれらに類する貨物以外の外国貨物を積載した船舶等である場合
 - ロ 一時国内貿易に従事し、その国内貿易に係る貨物を積載した日から 1 週間以内に再び外国貿易に従事する予定の船舶である場合
 - ハ 一時国内貿易に従事する上記ロ以外の船舶で資格内変の届出の日から 1 週間以内

に再び外国貿易に従事する予定のものである場合

ニ 修理のために入港する港において、その修理期間が 30 日に満たない船舶である場合。ただし、同一契約に基づき 2 港以上の港において一貫修理を受ける上記イに該当しない船舶で当初の修理を受けた港において外国貿易船としての取扱いを受けたものである場合を除く。

ホ 旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合

へ 資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合

(3) 特殊船舶等が次のいずれかに該当する場合

イ 旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合

ロ 資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合

(4) その他とん税及び特別とん税を免れるために資格内変の届出をしたと明らかに認められる場合

(船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い)

25-3 船舶が資格内変する場合における残存船用品の取扱いは、次による。

(1) 船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続を行う。ただし、米、酒類、砂糖その他の食糧品、製造たばこ及び船用油については資格内変と同時に乗組員が下船し、廃船される場合又は長期間運航されないため係船される場合を除き、最高 1 週間分に限り輸入手続を要しないものとする。

なお、備品については、明らかに外国において積み込んだものであり、かつ、輸入手続未済のものであることが確認できるものに限り輸入手続を行う。また、資格内変により又は不用船用品として船卸しするため輸入する場合においては、原料課税の適用は行わない。

(2) 内国貨物のうち、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込んだことが明らかなものについては、免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。

ただし、この場合における課税数量の決定に当たっては、上記(1)のただし書の取扱いと同様に、最高 1 週間分に限り課税数量から除外するものとする。

(3) 資格内変の後短期間のうちに再び資格外変（沿海通航船から外国貿易船若しくは特殊船舶への変更又は国内航空機から外国貿易機若しくは特殊航空機への変更をいう。以下同じ。）することが確実であり、かつ、取締り上支障がないと認められる場合には、上記(1)又は(2)により輸入手続又は徴税（以下この項及び後記 25-4 において「輸入手続等」という。）を要するものについては、施封の上その資格外変のときまで船内に保管する。ただし、その船舶が修理又は改装のため入きよするものであるときは、その

入きよ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。

なお、上記により施封の上資格外変のときまでの船内保管を認めた場合において、その施封を行った税関官署と資格外変をする港を所轄する税関官署とが異なるときは、施封を行った税関官署はその施封を行った日、施封場所、施封個数等の内容を速やかに資格外変をする港を所轄する税関官署に連絡するものとする。

- (4) 残存船用品が船用油である場合において、その船用油が外国貨物のままのものと課税済のものとの混合物であるときは、便宜、先入先出方式により輸入手続等を行い、又は輸入手続等を行う必要がないことを決定する。
- (5) 資格内変の際において輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用油の算定に当たっては、次のイ及びロによる1日当たりの所要量を基礎とする。

イ 燃料油の1日当たり所要量

(イ) ディーゼル機関の場合

軸馬力(主機) × 4 = 1日当たりの燃料油所要量(リットル)

(ロ) タービン又はレシプロ機関の場合

軸馬力(主機) × (9~10) = 1日当たりの燃料油所要量(リットル)

ロ 機械油の所要量

(イ) 燃油船の場合

i ディーゼル機関のとき

上記イの(イ)による1日当たりの燃料油の所要量 × 0.04(リットル)

ii タービン又はレシプロ機関のとき

上記イの(ロ)による1日当たりの燃料油の所要量 × 0.04(リットル)

(ロ) 燃炭船の場合

石炭の消費量1トン(1リットル)に読み替え、合計数量の2倍を機械油の所要量とする。

なお、燃料油についてA重油及びC重油の2種類の残存油がある場合の所要量の決定は、当該残存燃料油の残存割合によるものとする。

- (6) 資格内変の際において、輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用酒類の算出に当たっては、次による。

乗組員1人1日につき360ミリリットル(当該酒類がビールであるときは、1.3リットルとし、ウイスキー類又はスピリッツであるときは、144ミリリットルとする。)を基礎として計算した合計数量の範囲内とする。

- (7) 資格内変の際において、輸入手続等を要しないこととする船用製造たばこの範囲は、関税定率法施行規則第2条の4第2項の表の第5号に掲げる居住者の欄の数量とする。
- (8) なお、上記(1)により輸入手続を行う場合において、その輸入手続を行うこととなる残存船用品が法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものであるときは、輸入貿易管理令の規定の適用はないが、その残存船用品が外国で積み込まれたものであるときは、外国為替及び外国貿易法(輸入関係)基本通達1-4-1-6の2の規定により処理する。

(船舶の資格内変の際における船用塩及び船用アルコールの取扱い)

25-4 船舶がその資格内変する場合において、残存船用品のうち船用塩及び船用アルコールがあるときは、前記 25-3 の(1)、(2)又は(3)の取扱いによる。この場合において、船用塩の輸入手続等を要しない数量の算定は、1人1日20グラム以内として計算する。

(航空機の資格内変の際における残存機用品の取扱い)

25-5 航空機がその資格内変する場合における残存機用品(製造たばこを含む。)の取扱いについては、前記 25-3 の(1)のただし書及び(2)のただし書の取扱いを除き、船舶の資格内変の場合の取扱いに準ずる。ただし、燃料油、食糧品等の消耗機用品については、外変期間内に外国貨物が優先して使用されたものとして取り扱う。

(資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い)

25-6 資格内変の際において、乗組員の携帯品のうち外国貨物があるときは、これについて輸入手続をさせる。ただし、資格内変の後短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、税関の取締上も支障がないときは、前記 25-3 の(3)により取り扱って差し支えない。

(特殊船舶等の残存船用品等の取扱い)

25-7 特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなる場合において、外国において積み込んだ残存船用品等の取扱いについては、前記 25-3 から 25-6 までに準じて取り扱う。この場合において、出港の際特殊船舶と認定し外貨船用品又は内国消費税免税船用品を積み込んだ船舶が外国に寄港することなく帰港したときは、原則として消費したものを含めてその全量について徴税することとするが、出港に際しての外地寄港計画に作為が認められず、かつ、途中暴風雨に遭遇した場合又は予定寄港地が世情不安で寄港に危険が伴う場合等やむを得ない理由により外国に寄港できなかったと認められる場合においては、残存船用品の徴税のみにとどめ、航行中消費した船用品の徴税は行わないものとする。

(船長又は機長の代行者の範囲)

26-1 法第 26 条《船長又は機長の行為の代行》にいう「管理者」とは船舶又は航空機の運航に責任を有する傭船者又は運航者等を、「所有者若しくは管理者の代理人」とは所有者又は管理者から委任を受けた船舶会社又は航空会社の代理店又は支店等を、「船長若しくは機長の代理人」とは船長又は機長から委任を受けた乗組員等をいう。

(船長に代わってその職務を行う者の意義)

27-1 法第 27 条《船長又は機長の職務代行者》にいう「船長に代わってその職務を行う者」とは、商法(明治 32 年法律第 48 号)第 709 条《船長による職務代行者の選任》の規定により選任された船長の職務を行うべき者及び船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 20 条《船長の職務の代行》の規定によりその職掌の順位に従って船長の職務を行う船舶職員をいう。

(機長に代わってその職務を行う者の範囲)

27-2 法第 27 条にいう「機長に代ってその職務を行う者」とは、航空機の乗組員で税関に対する入出港手続について機長の権限を委任された者（事務長又はこれに準ずる者）をいう。